

今月のコンテンツ

[経営のお役立ち情報]

- ・改正電子帳簿保存法について
- ・インボイス制度
 - 問い合わせの多いIQ&A PART3
- ・デジタルプロダクトパスポート（DPP）

[今月のトピックス]

- ・小規模事業者持続化補助金
- ・今月のブックマーク

健全性支援実績No1を目指す！

Tax & Financial Group
TFG 税理士法人
株式会社 東亜経営総研
TFGM & ALLI 株式会社

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1-4-4-8F

TEL(06)6538-0872

FAX(06)6538-0896

E-mail info@tfg.gr.jp

(編集担当 藤本)

改正電子帳簿保存法について

中小企業に与える影響は？

令和3年の税制改正において、経理の電子化による生産性向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続きを定めた電子帳簿保存法の改正が行われ、抜本的に見直されました。そしてこの改正は、令和4年1月1日施行となっています。

そもそも電子帳簿保存法とは、各税法で原則紙での保存が義務付けられている帳簿書類について一定の要件を満たした上で電磁的記録（電子データ）による保存を可能にすること及び電子的に授受した取引情報の保存義務等を定めた法律です。

さて、中小企業において電子帳簿保存への対応は必要でしょうか？答えは「イエス」です。電子帳簿保存法上、電磁的記録による保存は3種類に区分されていますが、少なくとも、その内の一つは令和6（2024）年1月から義務化が始まるものがあります。こうなれば会社規模の大小は関係ありません。すべての会社において対応が必要になります。中小企業においてもその与える影響は小さくはありません。以下、記述します。

電子帳簿保存法上における電磁的記録による保存の3種類の区分とは

1. 1つ目は、電子帳簿等保存です。自ら会計ソフト等で電子的に作成した帳簿、自らコンピュータ（電子的）で作成した契約書や領収書の控えが該当します。「自ら作成した」ことが要件で取引先から受領したものは電子帳簿等保存の対象になりません。なお、優良な電子帳簿に関し申告漏れがあった場合には、それに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されています。また、税務署長の事前承認制度は廃止されています。
2. 2つ目は、スキャナ保存です。紙で受領・作成した書類をスキャナで読み込み、画像データで保存する方法です。自ら作成した契約書や領収書に加えて、取引先から受領した書類も含まれます。スキャナ保存はデータで保存義務の履行が完了するので原本（紙）は廃棄可能です。また、電子帳簿等保存と同様に税務署長の事前承認制度は廃止されています。
3. 3つ目は、電子取引です。電子的に授受した取引情報を、つまり、オンライン上でやり取りした請求書や領収書等をデータで保存することです。令和4（2022）年1月1日より電子取引の取引情報を紙

で出力しての保存は廃止ということでしたが、電子取引への対応が困難である事業者への配慮から、令和4(2022)年1月1日から令和5(2023)年12月31日までは紙での保存を宥恕措置して認めることにしています。しかし、令和6(2024)年1月からは紙での保存は全面廃止になります。

紙ではなく電子データで保存することのメリット

メリットについても大きくは3つあると思われます。中小企業経営においても考慮すべきものです。

まず、1番目はガバナンスの強化です。データの修正、変更履歴が残り、資料の改ざんや消失リスクを減らすことができるでしょう。また、アクセス権を持っている者がいつでも閲覧できる状態を確保することで、電子データにより保存した資料や企業情報を複数の部門や当事者間で確認することができます。つまり、単独部門や担当者に資料等の閲覧権限を集中させないことでガバナンスは強化されるということです。

2番目は業務の効率化です。各種資料を電子データにより管理するので、ネットワーク上で資料のやり取りを行うことができるようになり、情報の共有が迅速に実施できます。紙資料を用いると、印刷や配布等の手間が発生しますが、電子データによる共有が可能となれば、よりタイムリーに最新の情報を共有することができ、生産性向上が期待できます。さらに、紙ではなく電子データで保管し、検索機能等を有効に利用することで、大量の資料の中から必要な資料のピックアップを迅速に行うこともできるようになります。必要な情報へのアクセスがスムーズになり、アクセスへの時間が短縮できるので事務負担の軽減が期待できます。

3番目はコストカットです。紙を使用するにあたって生じる費用は多岐にわたります。書類の作成の段階では、コピー用紙やインクが必要です。書類の発送の段階では、封筒代や切手代がかかります。また、会社が取り扱う書類に関しては、法律的に、或いは社内的に一定期間保存することが義務付けられていることが多いので、その保管場所となるオフィスや倉庫の賃借料等の費用が発生します。もちろん、作成、発生、保管のそれぞれの段階で人の手が介在することから、各々の段階での担当者の人件費を加味すると紙を使用することにより生じるコストは相当なものになります。紙ではなく電子データを活用し、電子データのまま保存することでコスト削減が見込めます。導入時点における設備投資費用はかかりますが、その後の利用や保守に伴う費用は、保管費用と比較するとコスト削減は見込めるでしょう。

デジタルトランスフォーメーション(DX)が言われるご時世で経理業務は後塵を拝していると思われます。

中小企業においてDXは「そんなもの・・・」となるかもしれませんが、電子取引は先述の通り、対応が必須です。電子帳簿保存のメリットは中小企業でも十分享受できます。特に、生産性向上とコストカットは中小企業経営には重要です。乗り遅れることのないように電子帳簿保存を推進されてはと思う次第です。

インボイス制度

問合せの多いQ&A PART3

令和5年10月1日から消費税の仕入税額控除制度において適格請求書等保存方式が開始されます。インボイス制度についてQ&A形式で以下に記述します。

Q1：返品や値引き等の売上に係る対価の返還等を行う場合、適格請求書発行事業者は何か対応が必要ですか？

A：適格請求書発行事業者には、課税事業者に返品や値引き等の売上に係る対価の返還等を行う場合、適格返還請求書の交付義務が課されています。

ただし、適格請求書の交付義務が免除される場合と同様、次の場合には適格返還請求書の交付義務が免除されます。

3万円未満の公共交通機関による旅客の運送

3万円未満の自動販売機及び自動サービス機により行われる商品の販売等

郵便切手類のみを対価とする郵便・貨物サービス

特殊な事項のため、省略します

Q2：当社は請求書を取引先にインターネットを通じて電子データにより提供していますが、この請求書データについて、どのような方法で通知されますか？

A：適格請求書発行事業者は、国内において課税資産の譲渡等を行った場合に、課税事業者である相手方から求められたときは、適格請求書を交付する必要がありますが、交付に代えて、適格請求書に係る電磁的記録を提供することができます。

ただし、適格請求書発行事業者が提供した電子データを電磁的に保存しようとする場合には一定の要件を満たした状態で保存する必要があります。その一定の要件についてはTFCの巡回分担者に問合せください。

Q3：交付した適格請求書の記載事項に誤りがあった場合、何か対応が必要ですか？また、修正した適格請求書等の交付方法について教えてください。

A：売手である適格請求書発行事業者は、交付した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書（電磁的記録により提供を行った場合を含む）の記載事項に誤りがあったときは、買手である課税事業者に対して、修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなければなりません。

なお、買手である課税事業者が作成した一定事項の記載のある仕入明細書等の書類で売手である適格請求書発行事業者の確認を受けたものについても、仕入税額控除の適用のために保存が必要な請求書等に該当しますので、買手において適格請求書の記載事項の誤りを修正した仕入明細書等を作成し、売手である適格請求書発行事業者は、改めて修正した適格請求書、適格簡易請求書又は適格返還請求書を交付しなくて差支えありません。

上記の交付方法については以下のとおりであります。

- ・誤りがあった事項を修正し、改めて記載事項の「全て」を記載したものを交付する方法
- ・当初に交付したものと「関連性」を明らかにし、修正した事項を明示したものを交付する方法

Q4：当社（委託者）は取引先（受託者）に商品の販売を委託し、委託販売を行っています。これまで販売した商品の納品書は、取引先から購入者に交付していましたが、この納品書を適格請求書として交付することはできますか？（当社及び取引先は適格請求書発行事業者である）。

A：適格請求書発行事業者には、課税資産の譲渡等を行った場合、課税事業者からの求めに応じて適格請求書の交付義務が課されています。

委託販売の場合、購入者に対して課税資産の譲渡等を行っているのは、委託者ですから本来委託者が購入者に対して適格請求書を交付しなければなりません。

このような場合、受託者が委託者を代理して、委託者の氏名又は名称及び登録番号を記載した委託者の課税資産の譲渡等について自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は委託者の適格請求書を相手方に「代理」交付することも認められます。

また下記の 及び の要件を満たすことにより媒介又は取次を行うものである受託者が、委託者の課税資産の譲渡等について、自己の氏名又は名称及び登録番号を記載した適格請求書又は適格請求書に係る電磁的記録を「委託者に代わって」、購入者に交付することもできます（以下、「媒介者交付特例」と言います）。

委託者及び受託者が適格請求書発行事業者であること。

委託者が受託者に自己が適格請求書発行事業者の登録を受けている旨を取引前までに通知していること。通知の方法については、個々の取引の都度、事前に登録番号を書面等により通知する方法のほか、例えば基本契約等により委託者の登録番号を記載する方法などがあります。

なお、「媒介者交付特例」を適用する場合における受託者及び委託者の対応は各々以下のとおりであります。

【受託者の対応】

交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を保存する。

交付した適格請求書の写し又は提供した電磁的記録を速やかに委託者に交付又は提供する。

【委託者の対応】

自己が適格請求書発行事業者でなくなった場合、その旨を速やかに受託者に通知する。

委託者の課税資産の譲渡等について、受託者が委託者に代わって適格請求書を交付していることから、委託者においても受託者から交付された適格請求書の写しを保存する。

デジタルプロダクトパスポート（DPP）

持続可能性製品と循環経済

世界的なカーボンニュートラルやサーキュラーエコノミー（循環経済）に向けた取り組みが加速する中、市場に投入される製品が持続可能なものになるよう製品の製造元や使用材料、リサイクル性などの情報を製品ライフサイクル上で共有する「デジタルプロダクトパスポート（DPP）」と呼ばれる取り組みが注目を集めています。サーキュラーエコノミー実現のカギとなると言われています。

サーキュラーエコノミー（循環経済）とは

産業革命以降、資源やエネルギーを調達し、製品を大量生産し、使用後廃棄をするというリニアエコノミー（線形経済）を前提に経済成長を遂げてきました。これに対して、従来廃棄が前提とされていた使用済み製品を新たな資源として再利用することで、できるだけ廃棄物を出さないという考え方がサーキュラーエコノミー（循環経済）です。使用後に廃棄されるという線形の構造とは異なり、円形のループの中で資源が循環し続けるクローズドループの考え方に基づくものです。

サーキュラーエコノミーの概念は、循環資源だけでなく、資源回収・再利用を前提に原材料調達・製品設計・デザインなどを行うバリューチェーンやサプライチェーン全体での抜本的なビジネスモデル変革を通じて、経済成長と雇用創出の効果も期待されている点に特徴があります。

ヨーロッパではこのような概念を EU 環境政策の全体像を示した「欧州グリーンディール(注1)」と強く結びつけて展開しており、2030 年に向けた新たなビジョンとして一連のサーキュラーエコノミー政策を打ち出してきました。

(注1：2019年12月に気候変動対策と経済成長の両立を目的に打ち出した新経済成長戦略のこと。)

持続可能な製品イニシアティブ(SPI)

デジタルプロダクトパスポートに入る前に持続可能な製品イニシアティブを説明いたします。サーキュラーエコノミーを加速するための計画「サーキュラーエコノミーアクションプラン(循環型経済行動計画)」の要となる「持続可能な製品イニシアティブ(SPI:Sustainable products initiative)」を2022年3月に欧州委員会が発表しました。投入される製品が持続可能なものになるよう、製品の標準化を進める施策が盛り込まれたものです。これは対象範囲の拡大と指令からより拘束力の強い規則に格上げされ、欧州委員会の強い意思表示が感じられます。この変更に伴い、産業界に以下を促しています。

- ・製品の耐久性、再利用性、アップグレード性、修理可能性の促進
- ・循環性を阻害する製品、環境負荷物質への規制
- ・製品へのエネルギー、資源効率化、再生材含有率最低基準の設定
- ・製品の容易な解体性、容易なマニファクチャリング性容易なリサイクル性の実現
- ・カーボンフットプリント、環境フットプリントなどのライフサイクル評価、廃棄物抑止・削減

デジタルプロダクトパスポート(DPP)とは

上記のSPIで発表された持続可能な製品の標準化に関するパッケージのうち、注目すべきはデジタルプロダクトパスポート(DPP)の導入促進です。

これは製品が移動するために必要な「電子的なパスポート」を指します。一般的にパスポートは、人の属性や国境を越えた移動の履歴を書き込む公的な本人証明書を指しますが、DPPの場合は製品の持続可能性を証明する情報として、製造元、使用材料、リサイクル性、解体方法などの情報も含まれ、製品のライフサイクルに沿ったトレーサビリティを確保することが求められています。

つまり、どこでとれた原料で、どこで加工しどこで最終製品になりどのような経路で運ばれ、その間CO2はどれだけ排出し、再生材はどれだけ含まれ、耐久性、修理可能性といったサステナビリティやサーキュラーエコノミーに関する情報がDPPを通じて記録され提供されることになります。

これらの情報がDPP上で電子的に把握できると環境基準に適合しないものに販売許可を与えなかったり、高い関税をかけることが可能となり、リサイクルやリユース販売もその対象になると考えられます。

このDPPは現在、ヨーロッパで先行しており、法制化も視野に入っております。又適用する対象品目は検討が始まっており、電池や電子機器、IT機器、繊維製品、家具などの完成品、及び鉄鋼、セメント、化学薬品などが考えられています。まだまだハードルの高い仕組みではありますが、今後日本においても議論が活発化していくものと思われれます。



今月のブックマーク

「迷惑メール相談センター」

迷惑メールの見分け方や対処法、ご参考にしてください。

<http://www.dekyo.or.jp/soudan/index.html>

小規模事業者持続化補助金

小規模事業者が経営計画を作成しその計画に沿って行う販路開拓の取り組みを支援。変化の激しい経営環境の中で持続的に事業を発展させるためには、販路開拓や生産性の向上は不可欠です。ですがそれに係る費用の捻出まではなかなか手が回らないのも現実。そういった事業への支援策です。

取り組み例：チラシ作成・店舗改装・商談会や展示会への出店

補助率：3分の2以内

補助上限：通常枠 50万円
インボイス枠 100万円
賃上げ枠、卒業枠、後継者支援枠、創業支援枠 200万円

対象者：常時使用する従業員が20人以下の法人、個人事業主
但し、商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）の場合は5人以下

小規模事業者にとって人の問題、販路の問題は常について回る問題です。アイデアがあっても投資する資金がなかったりタイミングが悪かったりします。国の支援をうまく活用しましょう。

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、相続対策等に関する支援等についてのコンサルティング業務、中小M&Aなどご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんがご理解賜りますようお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援・・・Tax&Financial Group

TFG 税理士法人
株式会社東亜経営総研
TFGM&A ルリエ株式会社

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております。

TFG 検索

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号
野村不動産四ツ橋ビル8F
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896
[URL] www.tfg.gr.jp [E-mail] info@tfg.gr.jp
TFG ニュース編集担当 藤本 清